五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、戸建て住宅の所有者が住宅の性能向上を行う改修工事を支援することにより、既存住宅の耐震性や省エネ性等の向上により地域の風土に根ざした良質な住宅ストックの形成と住民が安心して住宅リフォームを行うための環境整備の推進を図るため、予算の範囲内において、個人が所有する住宅又は併用住宅の改修工事を行う者に対し、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則(平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象工事)

第2条 補助金の対象工事は、別表1に定めるものとする。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、町税等を滞納していない者であって、次の各号のいず れかに該当する者とする。
 - (1) リフォーム工事を行う住宅の所有者又は現に居住している者
 - (2) 自ら居住する目的により住宅を取得し、リフォーム工事完了後速やかに居住を開始する者
 - (3) その他前各号に掲げる者に準ずる者として町長が認めるもの

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、町内に所在する一戸建て住宅(併用住宅の場合は、 住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2(住宅用車庫、物置の面積を除 く。)以上であること。)とする。

(補助金の額及び他の補助金の併用)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。
- 2 国等から他の補助金又は国庫補助金(負担金、利子補給並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象となっている工事は補助の対象としない。ただし、補助対象となる部分が明確に区分することができる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については、補助対象とすることができる。

(関係法令への適合)

第6条 改修工事を行った住宅は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)及びその他関係法令に適合していなければならない。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。
 - (1) 申請者の住所及び氏名等を確認できる書類
 - (2) 案内図、配置図及び平面図等
 - (3) 工事見積書(補助対象の内訳明細がわかるもの)
 - (4) 建物の登記簿謄本
 - (5) 住宅所有者承諾書(添付様式第1号)(住宅所有者と申請者が異なるとき)
 - (6) 耐震診断結果報告書の写し(耐震性能の向上に係る既存住宅の改修又は建替え 工事の場合に限る。)
 - (7) 2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート(耐震性能の向上に係る既存住 宅の改修工事の場合に限る。)
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請は、同一の住宅に対して1回限りとする。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を認めるときは、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件 を付すものとする。
 - (1) 次条に規定する変更等の手続きを行わず、交付申請の内容の工事と異なる工事をした場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (2) 補助事業の状況、経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類 及び帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年から起算して5年 間保管しておくこと。
 - (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(変更申請)

- 第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象工事を廃止するとき
 - (2) 工事の内容を変更するとき
 - (3) 交付決定額が変更となるとき
 - (4) 工事予定期間を延長するとき

(変更承認)

第11条 町長は、前条の規定による変更等承認申請があったときは、当該申請の内容を 審査し、変更等を承認するときは、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業変更等 承認書(様式第4号)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業完了実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出するものとする。
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 工事代金領収書又は請求書の写し
 - (3) 工事写真(着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの)
 - (4) 耐震改修計画のとおりに耐震改修工事を行ったことを証明する書類の写し(耐震性能の向上に係る既存住宅の改修工事の場合に限る。)
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告書の審 査及び現地調査により、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められる ときは、補助金の額を確定し、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金確 定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した後、補助金の交付を受けようとするときは、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金請求書(様式第4号)を町長に提出して行うものとする。

(財産処分の制限)

- 第15条 規則第17条第1項第1号及び第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 2 規則第17条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等に おける残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日建設省発第74号建設事務次 官通知)別表第2に準ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が 別に定める。

附 則(令和5年3月30日告示第46号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、施行の日前になされた申請については、なお従前の例による。

別表1 (第2条関係)

工事内容	次のいずれかの住宅性能の向上を伴う既存住宅の改修工事
	①耐震性能の向上に係る既存住宅の改修又は建替え工事
	②省エネルギー性能、バリアフリー性能、克雪性能、防災性能のうち、1つ以
	上の性能向上を伴う既存住宅の改修工事
工事要件	次の全ての要件に該当するもの
	①上記工事内容に掲げる住宅性能の向上に係る改修工事費が30万円以上であ
	るもの
	②別記「住宅リフォームの性能基準等」を満たすもの

別表2 (第5条関係)

補助金の額	A.	耐震性能の向上に係る改修工事を含む場合
		補助事業に要する経費総額の10分の2に相当する額又は60万円のいず
		れか低い額以内の額とする。
	В.	A以外の改修工事を含む場合
		補助事業に要する経費総額の10分の1に相当する額又は20万円のいず
		れか低い額以内の額とする。

住宅リフォームの性能基準等

改修工事に係る部分及び部位が次の性能基準に適合すること。

項目	内容	部位・性能基準等
耐震性能	耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐
		震診断の結果、上部構造評定が1.0未満であり耐
		震補強等が必要と診断された住宅(2015年改訂
		青森県木造住宅耐震補強シートによる診断を要す
		る)について、1.0以上となるように補強又は建
		替える工事
省エネルギー	住宅全部の改修	住宅全部の省エネ性能を向上
性能	断熱改修	開口部、壁、天井、屋根、床等の断熱改修
	省エネ設備の設置	冷暖房設備、高効率給湯器、太陽光発電装置等の設
		備を設置
	その他	省エネに有効な対策を講じた工事として町長が認め
		るもの
バリアフリー	手すりの設置	浴室・脱衣所・便所等に手すりを設置
性能	段差解消	廊下・浴室・脱衣所・便所等の段差を解消
	開口部・通路の拡張	出入り口や廊下の幅を拡張
	ヒートショック対策	浴室・脱衣所・便所の機密性能等の向上
	設備機器のバリアフリ	洋便器化、ユニットバスへの取換え等
	一化	
	その他	バリアフリー化に有効な対策を講じた工事として町
		長が認めるもの
克雪性能	屋根の克雪化	屋根の急勾配化、滑りやすい屋根材への交換
	融雪装置の設置	屋根に融雪装置を設置
防災性能	基礎・主要構造部の防災	防災に有効な対策(基礎、壁・柱・床・はり・屋根・
	対策	階段の補強、取替、撤去等による強度等の向上)
	その他	二次災害や被害の防止に有効な対策(合わせガラスへ
		の取替、飛散防止フィルム貼付、家具転倒防止対策、
		転落防止等固定金具・タラップ取付等)

五戸町長 様

申請者住所氏名電話番号

五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付申請書

五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金の交付を受けたいので、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、申請に当たり、私が町に対し支払義務のある町税等の納付状況について町が確認することを承諾します。

1. 申請額

補助対象	経費			円	補助金申	請額			円
2. 補助対象信	È宅				•				
所在地									
構造		造	階建		建築年月日		年	J]
住宅の種別			専用値	注宅	•	併用	住宅		
	1	申請者に同	司じ						
所有者	2				(申請者との関係	系:)	
		住所				電話番号]		
3. 施工業者									
事業者名									
所在地						電話番号	를-		
4. 工事内容等	争								
工事予定期間	引		年	月	日 ~	年	月	日	
工事内容		□耐震性i	能 ルギー性能	□バ	リアフリー性能	□克	雪性能	□防災	性能

(表面から)

5. 工事費内訳

						工事の内容	金額 (円)		
	別 (A	性	□耐震						
		補助対象工事	□ 省エネ						
			□ バリアフリー						
補助			□ 克 雪						
補助対象経費	費		□防災						
経費		その	その他部分の工事、諸経費等 (B)						
		((<i>I</i>	(A) + (B)) ×消費税率 補助対象工事費(税込額) 小計(C)						
	その	現場	検査料、改修工事の設計料・監理料、耐震改修に係る審査手数料(D)						
	他	(D)	D)×消費税率 その他費用(税込額)(E)						
(C) + (E) 補助対象工事費等 合計 (F)									
補助	補助対象外経費(税込額) (G)								
(F)	(F) + (G) 工事費用 総計								

補助金額算定表 (①は千円未満切り捨て)

補助対象経費 (F)	(F) ×補助率…① 耐震 20% その他 10%	上限額…② 耐震 60 万円 その他 20 万円	補助金申請額 ①と②の低い額

6. その他

他の補助金等の申請の有無	1	有	(補助金等の名称)
(申請予定を含む)	2	無	

五戸町長 様

所有者住所氏名電話番号

住宅所有者承諾書

私の所有する下記の住宅について、下記の補助金申請者が五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金に係る申請をすることについて承諾します。

対象住宅の所在地		
中津土	住所	
申請者	氏名	

 第
 号

 年
 月

 日

様

五戸町長

五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった五戸町安全安心住宅リフォーム促進事業費補助金については、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1. 補助金交付決定額 金 円
- 2. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け五戸町安全 安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付申請書のとおりとする。

年 月 日

五戸町長 様

住所 補助事業者 氏名

五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた五戸町安全安心 住宅リフォーム促進支援事業について下記のとおり変更(廃止)したいので、五戸町安全安心住 宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その承認を申請します。

- 1 変更 (廃止) の理由
- 2 変更 (廃止) の内容

第号年月

様

五戸町長

五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業変更等承認書

年 月 日付けで変更等承認申請のあった五戸町安全安心住宅リフォーム促進事業費補助金については、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱第11 条の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

- 1. 変更後の補助金交付決定額 金 円
- 2. 承認の内容は、 年 月 日付け五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業変 更等承認申請書記載のとおりとする。

年 月 日

五戸町長 様

住所 補助事業者 氏名

五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた五戸町安全安心 住宅リフォーム促進支援事業が完了したので、五戸町補助金等の交付に関する規則第9条の規定 により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

 第
 号

 年
 月

 日

様

五戸町長

円

五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった五戸町全安心住宅リフォーム促進事業費補助金については、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

額

返

還 金

年 月 日

五戸町長 様

住所 補助事業者 氏名

印

五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金として、下記のとおり請求します。

1. 請求金額			円
	金融機関名		銀行・組合・金庫・農協
	支 店 名		本店・支店・出張所
2. 振込口座	口座番号等口座名義人	預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他
2. 派及口座		口座番号	
		フリガナ	
		氏 名	